

平成19年労使関係総合調査 団体交渉と労働争議に関する実態調査票

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり、統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

シール貼付欄

労働組合の名称・所在地

* 都道府県 * 一連番号
番 号

1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

記入担当者
氏 名

電 話 ()

内 線

(記入上の注意)

- 1 この調査票は、貴労働組合の運営に当たって責任ある立場の方が記入してください。
- 2 調査票の記入に当たっては、**記入要領**を参照してください。
- 3 この調査票は、平成19年6月30日現在の状況について記入してください
- 4 回答方法
 - (1) 黒又は青インクのペン、ボールペンで記入してください。
 - (2) 特に断りのない限り該当する番号1つを選んで○で囲んでください。
回答欄が 1 2 3 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 5 記入が終わりましたら平成19年7月20日(金)までに所轄の労政主管事務所に提出してください。
- 6 *欄は記入しないでください。
- 7 回答欄の選択肢に適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。

I 労働組合の属性に関する事項

<p>1 企業内上部組織の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">3</p>	有	無	1	2	<p>2 企業外上部組織 (産業別組織)の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">4</p>	有	無	1	2	<p>3 企業外上部組織 (地域別組織)の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">5</p>	有	無	1	2
有	無													
1	2													
有	無													
1	2													
有	無													
1	2													
<p>4 労働組合の組織率（事業所の全労働者に対する貴労働組合の組合員の割合をいいます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>10%未満</td><td>10～30%未満</td><td>30～50%未満</td><td>50～70%未満</td><td>70～90%未満</td><td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">6</p>			10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90%以上	1	2	3	4	5	6
10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90%以上									
1	2	3	4	5	6									
<p>5 別組合の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">7</p>	有	無	1	2	<p>6 労使協議機関の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">8</p>	有	無	1	2	<p>7 苦情処理機関の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>有</td><td>無</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">9</p>	有	無	1	2
有	無													
1	2													
有	無													
1	2													
有	無													
1	2													

II 団体交渉に関する事項

問1 (1) 貴労働組合では、使用者側との間で過去3年間（平成16年7月1日～平成19年6月30日）に団体交渉を行ったことがありますか。ただし、上部組織のみで行ったものは除きます。

あった	1
なかった	2

10

(2) 過去3年間で団体交渉を1年平均何回行いましたか。

4回以下	1
5～9回	2
10～19回	3
20回以上	4

11

(3) 団体交渉の所要時間は、過去3年間1回平均何時間でしたか。

1時間未満	1
1～2時間未満	2
2～4時間未満	3
4時間以上	4

12

(4) 交渉形態は次のうちどれでしたか。

該当するものすべてに○を付けてください。

貴労働組合のみで交渉	1
企業内上部組織と一緒に交渉	2
企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	3
企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	4
その他	5

13

(5) 団体交渉がなかった理由は次のうちどれですか。

主なもの1つに○を付けてください。

団体交渉を行う案件がなかったから	1
労使協議機関で話し合いができたから	2
上部組織が団体交渉を行うことになっているから	3
その他	4

14

問2 貴労働組合では、次の事項について、過去3年間（平成16年7月1日～平成19年6月30日）に、使用者側とどのような場で話し合いを持ちましたか。

話し合いが持たれた場合は、事項ごとに該当する番号すべてに○を付け、そのうち特に重点的に話し合いが持たれたものには◎を付けてください。

事 項		話し合いが持たれた				話し合いが持たれなかった		該当労働者がいない	* (記入しないでください)
		団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他	上部組織で持たれたが、当該組合では話し合いが持たれなかった	当該組合でも上部組織で話し合いが持たれなかった		
								77	
賃金	賃金制度	15	1	2	3	4	5	6	
	賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定	17	1	2	3	4	5	6	
	個別組合員の賃金額	19	1	2	3	4	5	6	
	退職給付（一時金・年金）制度	21	1	2	3	4	5	6	
	その他の賃金に関する事項	23	1	2	3	4	5	6	
労働時間	所定内労働時間	25	1	2	3	4	5	6	
	所定外・休日労働	27	1	2	3	4	5	6	
	休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	29	1	2	3	4	5	6	
	その他の労働時間に関する事項	31	1	2	3	4	5	6	
雇用・人事	要員計画・採用計画	33	1	2	3	4	5	6	
	配置転換・出向	35	1	2	3	4	5	6	
	人事考課制度（慣行的制度を含む）	37	1	2	3	4	5	6	
	希望退職者の募集・解雇	39	1	2	3	4	5	6	
	定年制	41	1	2	3	4	5	6	
	勤務延長・再雇用	43	1	2	3	4	5	6	7
	個別組合員の昇進・昇格・懲戒	45	1	2	3	4	5	6	
	経営環境悪化時のもとの雇用確保の方策	47	1	2	3	4	5	6	
	その他の雇用・人事に関する事項	49	1	2	3	4	5	6	
安全衛生	職場環境	51	1	2	3	4	5	6	
	健康管理	53	1	2	3	4	5	6	
経営方針	企業組織の再編・事業部門の縮小	55	1	2	3	4	5	6	
	業務委託(アウトソーシング・請負)	57	1	2	3	4	5	6	
	その他の経営方針に関する事項	59	1	2	3	4	5	6	
教育訓練	61	1	2	3	4	5	6		
福利厚生	63	1	2	3	4	5	6		
育児休業制度・介護休業制度	65	1	2	3	4	5	6		
パートタイム労働者・契約労働者の労働条件	67	1	2	3	4	5	6	7	
パートタイム労働者・契約労働者の活用	69	1	2	3	4	5	6	7	
派遣労働者の活用	71	1	2	3	4	5	6	7	
男女の均等取扱い	73	1	2	3	4	5	6		
労働協約の解釈・疑義	75	1	2	3	4	5	6		

《問2の「経営方針」のうち「企業組織の再編・事業部門の縮小」について「話し合いが持たれた」労働組合は問3へ、「話し合いが持たれなかった」労働組合は問4へ進んでください。》

問3 (1) 「企業組織の再編・事業部門の縮小」について、最初に話し合いが持たれたのはどの段階ですか。

「企業組織の再編・事業部門の縮小」の検討に着手した（する）段階	1
「企業組織の再編・事業部門の縮小」の大枠が固まった段階	2
「企業組織の再編・事業部門の縮小」の詳細が固まった段階	3
その他	4

78

(2) 最初の話し合いの時期をどのように評価していますか。

適当であった	1
もっと早い段階で話し合いが持たれるべきであった	2

79

(3) 「企業組織の再編・事業部門の縮小」に関する使用者側からの情報・資料提供の程度について、どのように評価していますか。

十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である
1	2	3	4	5

80

(4) 「企業組織の再編・事業部門の縮小」について、労使間で十分な話し合いが尽くされましたか。

十分に行われた	概ね十分であった	どちらともいえない	やや不十分であった	不十分であった
1	2	3	4	5

81

(5) 「企業組織の再編・事業部門の縮小」について、話し合いを通じて貴組合の意見はどの程度反映されましたか。

概ね反映された	一部反映された	あまり反映されなかった	反映されなかった	使用者側からの提示案に特段の問題がなかった
1	2	3	4	5

82

Ⅲ 労働争議に関する事項

問4 貴労働組合では、使用者側との間で、過去3年間（平成16年7月1日～平成19年6月30日）に労働争議（使用者側との間で労働関係に関する主張が一致しないで、争議行為が発生若しくは第三者機関が関与したものをいう。ただし、上部組織だけが関わったものは除く。以下同じ。）がありましたか。

あった	1	} → 問5へ進んでください。
なかった	2	

83

問5 (1) 労働争議の内容はどうでしたか。

争議行為と第三者機関の関与があった	1	} →
争議行為のみで第三者機関の関与がなかった	2	
第三者機関の関与のみで争議行為がなかった	3	

84

(2) 第三者機関の関与のみで争議行為がなかった理由は次のうちどれですか。

該当するものすべてに○を付けてください。

労働協約に平和条項があるため	1	} →
争議行為による企業収益悪化が見込まれるため	2	
争議行為による社会的影響、批判を考慮したため	3	
争議行為を行っても成果が得られないと判断したため	4	
紛争事項に争議行為を実施するほどの重要性がなかったため	5	
組合員の同意が得られなかったため	6	
組合員の賃金カットが生じるため	7	
その他	8	

85

《労働争議がなかった労働組合のみ回答してください。》

問6 労働争議がなかった理由は次のうちどれですか。主なものを3つまで選んで○を付けてください。

対立した案件がなかったため	1	} →
対立した案件があったが話し合いで解決したため	2	
対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため	3	
労使関係の悪化を懸念したため	4	
労働争議に持ち込むことによる企業収益の悪化が見込まれるため	5	
労働争議に持ち込むことによる社会的影響、批判を考慮したため	6	
労働争議に持ち込んでも成果が得られないと判断したため	7	
上部組織の指示のため	8	
労働争議に持ち込むことに組合員の同意が得られなかったため	9	
その他	10	

86

《以下労働争議の有無にかかわらず回答してください。》

問7 (1) 貴労働組合では、使用者側との間で争議行為開始の際の使用者側に対する予告（目的、日時又は期間、態様、参加人員等）について、取り決めていますか。

いる	1
いない	2

87

(2) 予告方法は主に次のうちどれですか。

文書	1
口頭	2

88

(3) 予告期間は次のうちどれですか。
 （予告期間とは、争議行為開始時刻前、最低必要な時間又は日数をいいます。）

24時間以内	1
24時間を超え48時間以内	2
2日を超え3日以内	3
3日を超え7日以内	4
7日を超え10日以内	5
10日超	6
期間の定めはない	7

89

(4) 予告内容は次のうちどれですか。
 （あてはまるものすべてに○を付けてください。）

目的（要求事項）	1	
日時又は期間	2	
場所	3	
概要	争議行為の種類（態様）	4
	規模（参加人員）	5
その他	6	

90

IV 労使間の諸問題の解決手段に関する事項

問8 貴労働組合では、使用者側との団体交渉の現状について、どのように評価していますか。

大変満足している	概ね満足している	どちらともいえない	やや不満である	大変不満である
1	2	3	4	5

91

問9 貴労働組合では、労使協議機関での話し合いについて、どのように評価していますか。

労使協議機関のある労働組合のみ回答してください。

大変効果を上げている	ある程度効果を上げている	どちらともいえない	あまり効果を上げていない	効果を上げていない
1	2	3	4	5

92

問10 貴労働組合では、労使間の諸課題を解決する手段として今後最も重視するものは次のうちどれですか。

争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
1	2	3	4	5

93

V 労使関係についての認識

貴労働組合では、使用者側との労使関係の維持について、どのように認識していますか。

安定的に維持されている	概ね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
1	2	3	4	5

94

～以上で質問は終わりです。調査にご協力いただきありがとうございました。～